河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、平成二十九年三月二十七日に、多摩川水系河川整備計画【直轄管理区間編】を変更したので、同条第七項の規定において準用する同条第六項の規定に基づき公表する。

平成二十九年四月十七日

関東地方整備局長　大西　亘

関東地方整備局公示

荒川水系荒川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、河川法施行令第39条の３第１項第２号の規定に基づき公示する。

平成29年４月17日

関東地方整備局長　大西　亘

１　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　小屋４棟、その他放置物（国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所岩淵出張所に備え付けた保管工作物一覧簿のとおり）

２　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日

(1)　保管した工作物の放置されていた場所　東京都板橋区舟渡三丁目地先及び東京都足立区小台一丁目地先

(2)　当該工作物を除却した日　平成29年３月２日及び平成29年３月３日

３　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所

(1)　当該工作物の保管を始めた日　平成29年３月２日及び平成29年３月３日

(2)　保管の場所　埼玉県川口市領家五丁目地先国土交通省新芝川排水機場敷地内

４　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所岩淵出張所に申し出ること。

５　問い合わせ先　東京都北区志茂５－41－２国土交通省関東地方整備局　荒川下流河川事務所岩淵出張所　電話03－3901－4240

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十九年四月十七日

関東運輸局長　持永　秀毅

一　千葉県立銚子商業高等学校

登録小型船舶教習所の種類及び区分

（変更前）

一級小型船舶操縦士第一種教習所

（全日制課程海洋科海洋船舶コース）

（全日制課程海洋科海洋科学コース）

特殊小型船舶操縦士第一種教習所

（全日制課程海洋科海洋船舶コース）

（変更後）

一級小型船舶操縦士第一種教習所

（全日制課程海洋科海洋船舶コース）

（全日制課程海洋科海洋環境コース）

特殊小型船舶操縦士第一種教習所

（全日制課程海洋科海洋船舶コース）

登録小型船舶教習事務の休廃止に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の七の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習事務の一部を廃止する旨の届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第三号の規定により、公示する。

平成二十九年四月十七日

北陸信越運輸局長　江角　直樹

(一)　登録小型船舶教習実施機関の名称　新潟海洋高等学校

(二)　住所　新潟県糸魚川市大字能生三〇四〇番地

(三)　廃止する登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地

新潟県立海洋高等学校登録小型船舶教習所　新潟県糸魚川市大字能生三〇四〇番地

(四)　廃止する登録小型船舶教習所の種類及び区分

二級小型船舶操縦士第一種教習所

(五)　廃止年月日　平成二十九年四月一日

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の七の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習事務の全部を廃止する旨の届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第三号の規定により、公示する。

平成二十九年四月十七日

中国運輸局長　鵜沢　哲也

(一)　登録小型船舶教習実施機関の名称　株式会社ＭＳＴＣ

(二)　住所　島根県松江市美保関町森山五三九番地三

(三)　廃止する登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地

株式会社ＭＳＴＣ　島根県松江市美保関町森山五三九番地三

(四)　廃止する登録小型船舶教習所の種類及び区分

一級小型船舶操縦士第一種教習所

二級小型船舶操縦士第一種教習所

二級小型船舶操縦士（湖川小出力限定）第一種教習所

(五)　廃止年月日　平成二十九年三月三十一日

公　告

諸　事　項

工場財団

東京都渋谷区上原三丁目28番１－Ｃ302号**株式会社ターン・アラウンド・マネジメント**の工場財団に茨城県神栖市息栖字出木々2853番地13、2853番地14、2853番地15、2853番地16、2853番地17、2853番地47神栖発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年４月17日

水戸地方法務局鹿嶋支局

東京都世田谷区太子堂三丁目37番１－Ｂ301号**森山博暢**の工場財団に茨城県神栖市息栖字出木々2853番地14、2853番地15、2853番地16、2853番地17、2853番地47神栖発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年４月17日

水戸地方法務局鹿嶋支局